

健康増進センター条例

旧			新		
1 健康増進部門			1 健康増進部門		
区分	入場料		区分	入場料	
中学生以下の者	1回につき	円 370	中学生以下の者	市内 <u>1回につき</u>	円 0
	回数券(11回分)	3,670		市外	370
その他の者	1回につき	730	その他の者	市内 <u>回数券 (11回分)</u>	—
	回数券(11回分)	7,330		市外	3,670
	回数券(90回分)	52,380		1回につき	730
	定期券(2箇月有効。ただし、土曜日、日曜日及び休日以外の日の使用に限る。)	10,480		回数券(11回分)	7,330
	定期券(2箇月有効)	15,720		回数券(90回分)	52,380
2 駐車場			2 駐車場		
区分	使用料		区分	使用料	
1回 <u>1時間</u> まで	円 0		1回 <u>30分</u> まで	円 0	
1回 <u>1時間</u> を超える <u>4時間</u> まで	<u>500</u>		1回 <u>30分</u> を超えた場合は、 <u>30分</u> を超えた時間 30 分までごとに <u>100</u> 円を加算する。		
1回 <u>4時間</u> を超えた場合は、 <u>500円</u> に <u>4時間</u> を超えた時間 30 分までごとに <u>200</u> 円を加算する。			備考		
備考					
1 障害者のうち規則で定める者の入場料は、中学生以下の者については1回につき 180 円、その他の者については1回につき 370 円とする。			1 <u>市内</u> とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。 (1) 本市の区域内に住所を有する者 (2) 本市の区域内に存する学校に在学する者		
2 前項の障害者を介助する者(障害者 1 人につき 1 人を限度とする。)の入場料は、1回につき 370 円とする。			2 <u>市外</u> とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。		
3 利用者のうち規則で定める者の駐車場の利用については、使用料を免除することができる。			3 障害者のうち規則で定める者の入場料は、中学生以下の者 <u>のうち市外</u> については1回につき 180 円、その他の者については1回につき 370 円とする。		
4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。			4 前項の障害者を介助する者(障害者 1 人につき 1 人を限度とする。)の入場料は、1回につき 370 円とする。		
			5 利用者のうち規則で定める者の駐車場の利用については、使用料を免除することができる。		
			6 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。		